

第７号様式（第５条関係）

令和　８年　４月３０日

（あて先）浜松市議会議長

会　派　名　浜松市議会 創造浜松・国民民主党浜松

報告者

代表者氏名　会長　森田 賢児

[redacted]

政務活動費収支報告書

浜松市議会政務活動費の交付に関する条例第９条の規定により別紙のとおり令和７年度４月～３月分政務活動費の収支報告をいたします。

別紙

会派名　浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松

令和　7　年度

1　収　　入

政務活動費　　9,004,095 円　　(ただし、預金利息　4,095 円を含む)

2　支　　出　　(ただし、返還金　　円を含む)

項　目	金　額 (円)	備　考
調査研究費	1,276,973	先進地調査及び現地調査経費（交通費、宿泊費）市内近接地旅費等
研修費	7,622	市内近接地旅費等
広報費	3,516,760	会派だより製作費、郵送費、折込費等
広聴費	4,662	市内・近接地旅費等
要請・陳情活動費	0	市内・近接地旅費等
会議費	22,200	市内・近接地旅費等
資料作成費	218,563	調査研究活動資料作成経費（印刷製本代）
資料購入費	154,920	資料等購入経費
人件費	3,743,014	会派雇用職員雇用経費（給料、手当、社会保険料、労働保険料、検診代等）
事務所費	131,216	会派控室管理経費等
合計	9,075,930	

注　備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3　残　　額　　△ 71,835 円

別紙

会派名　浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松

令和　7　年度（前期）

1　収　　入

政務活動費　　4,502,213 円　　（ただし、預金利息　2,213 円を含む）

2　支　　出

項　目	金　額（円）	備　考
調査研究費	936,628	先進地調査及び現地調査経費（交通費、宿泊費）市内近接地旅費等
研修費	6,142	市内近接地旅費等
広報費	1,792,916	会派だより製作費、郵送費、折込費等
広聴費	0	市内・近接地旅費等
要請・陳情活動費	0	市内・近接地旅費等
会議費	4,440	市内・近接地旅費等
資料作成費	64,044	調査研究活動資料作成経費（印刷製本代）
資料購入費	83,800	資料等購入経費
人件費	1,804,869	会派雇用職員雇用経費（給料、手当、社会保険料、労働保険料、検診代等）
事務所費	75,707	会派控室管理経費等
合計	4,768,546	

注　備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3　残　　額　　△ 266,333 円

別紙

会派名　浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松

令和　7　年度（後期）

1　収　　入

政務活動費	4,235,549 円	（ただし、預金利息4,095円を含む）

（内訳）

政務活動費（前期からの繰越分）	△ 266,333 円	（ただし、預金利息2,213円を含む）
政務活動費（後期分）	4,501,882 円	（ただし、預金利息1,882円を含む）

2　支　　出

項　目	金　額（円）	備　考
調査研究費	340,345	先進地調査及び現地調査経費（交通費、宿泊費）市内近接地旅費等
研修費	1,480	市内近接地旅費等
広報費	1,723,844	会派だより製作費、郵送費、折込費等
広聴費	4,662	市内・近接地旅費等
要請・陳情活動費	0	市内・近接地旅費等
会議費	17,760	市内・近接地旅費等
資料作成費	154,519	調査研究活動資料作成経費（印刷製本代）
資料購入費	71,120	資料等購入経費
人件費	1,938,145	会派雇用職員雇用経費（給料、手当、社会保険料、労働保険料、検診代等）
事務所費	55,509	会派控室管理経費等
合計	4,307,384	

注　備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3　残　　額　　△ 71,835 円

政務活動費
《領収書等添付欄》

普通預金利息決算のお知らせ

浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松
会長　森田　賢児　様

7年　9月　14日

いつもお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
さて、本日貴方様の口座の決算を致しましたところ、預金利息が左のとおりとなりましたのでお知らせ申し上げます。
今後とも一層ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

ご連絡欄

口座番号		[redacted]
計算期間		7年　3月　9日より 7年　9月　13日まで
預金利息		2,776円
税金		563円
	国税	425円
	地方税	138円

個人情報保護のため、番号の一部を非表示にしています。

浜松いわた信用金庫
[redacted]

政務活動費
《領収書等添付欄》

普通預金利息決算のお知らせ

浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松
会長　森田　賢児　様

8年　3月　15日

いつもお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
さて，本日貴方様の口座の決算を致しましたところ，預金利息が左のとおりとなりましたのでお知らせ申し上げます。
今後とも一層ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

ご連絡欄

口座番号	[redacted]
計算期間	7年　9月　14日より 8年　3月　14日まで
預金利息	2,361 円
税金	479 円
国税	361 円
地方税	118 円

個人情報保護のため、番号の一部を非表示にしています。

浜松いわた信用金庫
[redacted]

令和７年５月１日に会派名が変更されました。
それに伴い、令和７年度政務活動費の前期報告書については、
請求書及び領収書の会派名が、
「浜松市議会　創造浜松」と「浜松市議会　創造浜松・国民民主党浜松」が
混在しています。
ご了承ください。

浜松市議会　創造浜松・国民民主党浜松

令和7年度　政務活動費（金銭出納帳）前期分

月	日	費　目	摘　　要	収入金額	支払金額	差引残高
4	1	政務活動費	議員政務活動費	4,500,000		4,500,000
	16	事務所費	コピー用紙他		10,879	4,489,121
	18	人件費	会派雇用職員給料（4月分）		180,800	4,308,321
	21	資料購入費	新聞代		11,400	4,296,921
	24	調査研究費	5/8～9神戸、北九州視察旅費		228,250	4,068,671
	24	調査研究費	5/8～9神戸、北九州視察宿泊費		74,000	3,994,671
	24	調査研究費	5/8～10神戸、北九州視察日当		15,000	3,979,671
5	1	資料作成費	コピー代（4月分）		7,272	3,972,399
	7	調査研究費	市内及び近接地旅費（4月分）		18,648	3,953,751
	13	事務所費	角印、横版（会派名変更）		11,709	3,942,042
	20	人件費	会派雇用職員給料（5月分）		180,800	3,761,242
	21	資料購入費	新聞代		11,400	3,749,842
	26	事務所費	インターネット使用料（4月分）浜松ケーブル		5,500	3,744,342
	27	調査研究費	市内及び近接地旅費（4月分）		6,216	3,738,126
	27	研修費	市内及び近接地旅費（4月分）		1,480	3,736,6
	27	会議費	市内及び近接地旅費（4月分）		1,480	3,735,1
6	2	人件費	会派雇用職員社会保険料（4月分）		56,920	3,678,246
	4	資料作成費	コピー代（5月分）		7,429	3,670,817
	4	調査研究費	市内及び近接地旅費（5月分）		17,316	3,653,501
	9	事務所費	コピー機年間リース代（R7.6～R8.3分）		21,670	3,631,831
	16	人件費	労働保険料		53,462	3,578,369
	18	調査研究費	市内及び近接地旅費（5月分）		11,174	3,567,195
	18	研修費	市内及び近接地旅費（5月分）		1,480	3,565,715
	18	会議費	市内及び近接地旅費（5月分）		1,480	3,564,235
	20	人件費	会派雇用職員給料（6月分）		180,800	3,383,435
	23	資料購入費	新聞代		11,400	3,372,035
	26	事務所費	インターネット使用料（5月分）浜松ケーブル		5,500	3,366,535
	30	人件費	会派雇用職員社会保険料（5月分）		56,920	3,309,615
	30	人件費	会派雇用職員賞与		286,382	3,023,233
7	2	資料作成費	コピー代（6月分）		16,337	3,006,896
	4	調査研究費	市内及び近接地旅費（6月分）		17,205	2,989,691
	15	調査研究費	市内及び近接地旅費（6月分）		4,662	2,985,029
	15	研修費	市内及び近接地旅費（6月分）		3,182	2,981,847
	15	会議費	市内及び近接地旅費（6月分）		1,480	2,980,
	18	事務所費	紙ひも、インデックス　等		3,949	2,976,418
	18	人件費	会派雇用職員給料（7月分）		180,800	2,795,618
	22	資料購入費	新聞代		11,400	2,784,218
	28	事務所費	インターネット使用料（6月分）浜松ケーブル		5,500	2,778,718
	31	人件費	会派雇用職員社会保険料（6月分）		56,920	2,721,798
8	1	資料作成費	コピー代（7月分）		15,757	2,706,041
	7	調査研究費	市内及び近接地旅費（7月分）		12,543	2,693,498
	7	調査研究費	8/25～27世田谷、仙台、大館視察旅費		293,250	2,400,248
	7	調査研究費	8/25～27世田谷、仙台、大館視察宿泊費		148,000	2,252,248
	7	調査研究費	8/25～27世田谷、仙台、大館視察日当		22,500	2,229,748
	7	調査研究費	8/25～27世田谷、仙台、大館視察視察料（世田谷）		16,500	2,213,248
	12	広報費	創造浜松だより印刷代		795,672	1,417,576
	12	広報費	創造浜松だより印刷代振込手数料		220	1,417,356
	20	調査研究費	8/25～27世田谷、仙台、大館視察手土産代		6,732	1,410,624
	20	調査研究費	8/25～27世田谷、仙台、大館視察視察料（大館）		15,000	1,395,624
	20	調査研究費	8/25～27世田谷、仙台、大館視察視察料（大館）振込手数料		550	1,395,074
	20	人件費	会派雇用職員給料（8月分）		180,800	1,214,274
	21	広報費	創造浜松だよりポスティング代		73,645	1,140,629

	21	広報費	創造浜松だよりポスティング代振込手数料		220	1,140,409
	22	資料購入費	新聞代		11,400	1,129,009
	22	広報費	創造浜松だより郵送代		250,896	878,113
	26	事務所費	インターネット使用料(7月分)浜松ケーブル		5,500	872,613
9	1	人件費	会派雇用職員社会保険料(7月分)		152,545	720,068
	2	資料作成費	コピー代(8月分)		7,527	712,541
	3	広報費	創造浜松だより印刷折込代		441,533	271,008
	3	広報費	創造浜松だより印刷折込代振込手数料		550	270,458
	9	調査研究費	市内及び近接地旅費(8月分)		15,318	255,140
	14	利息	決算利息	2,213		257,353
	19	人件費	会派雇用職員給料(9月分)		180,800	76,553
	22	資料購入費	新聞代		11,400	65,153
	25	資料購入費	教育新聞1年間購読料(内、R7.9～R8.3分)		15,400	49,753
	26	事務所費	インターネット使用料(8月分)浜松ケーブル		5,500	44,253
	30	人件費	会派雇用職員社会保険料(8月分)		56,920	-12,667
10	6	調査研究費	市内及び近接地旅費(9月分)		13,764	-26,431
	6	資料作成費	コピー代(9月分)		9,722	-36,153
	6	広報費	創造浜松だよりポスティング代		229,960	-266,113
	6	広報費	創造浜松だよりポスティング代振込手数料		220	-266,333

令和7年度　政務活動費（金銭出納帳）後期分

月	日	費　目	摘　　要	収入金額	支払金額	差引残高
10	1	政務活動費	議員政務活動費	4,500,000		
			前期不足額		266,333	4,233,667
	15	調査研究費	市内及び近接地旅費（8月分）		4,440	4,229,227
		研修費	市内及び近接地旅費（8月分）		1,480	4,227,747
		広聴費	市内及び近接地旅費（8月分）		4,662	4,223,085
		調査研究費	市内及び近接地旅費（9月分）		10,582	4,212,503
		会議費	市内及び近接地旅費（9月分）		2,960	4,209,543
	16	事務所費	コピー用紙		12,859	4,196,684
	20	人件費	会派雇用職員給料（10月分）		176,241	4,020,443
	21	資料購入費	新聞代		11,400	4,009,043
	23	資料作成費	封筒印刷代		80,300	3,928,743
		資料作成費	封筒印刷代振込手数料		220	3,928,523
	27	事務所費	インターネット使用料（9月分）浜松ケーブル		5,500	3,923,023
	31	人件費	会派雇用職員社会保険料（9月分）		66,110	3,856,913
11	5	資料作成費	コピー代（10月分）		19,512	3,837,401
	6	調査研究費	市内及び近接地旅費（10月分）		11,618	3,825,783
		会議費	市内及び近接地旅費（10月分）		2,960	3,822,823
	12	調査研究費	市内及び近接地旅費（10月分）		19,314	3,803,509
	20	人件費	会派雇用職員給料（11月分）		176,241	3,627,268
	21	資料購入費	新聞代		11,400	3,615,868
	26	事務所費	インターネット使用料（10月分）浜松ケーブル		5,500	3,610,368
12	1	人件費	会派雇用職員社会保険料（10月分）		66,110	3,544,258
		事務所費	令和8年議員手帳3冊		3,600	3,540,658
		事務所費	令和8年議員手帳振込手数料		550	3,540,108
		資料作成費	コピー代（11月分）		8,072	3,532,036
	10	人件費	会派雇用職員賞与		302,589	3,229,447
	18	人件費	会派雇用職員給料（12月分）		176,241	3,053,206
	19	調査研究費	市内及び近接地旅費（11月分）		12,247	3,040,959
	22	資料購入費	新聞代		12,080	3,028,879
	26	事務所費	インターネット使用料（11月分）浜松ケーブル		5,500	3,023,379
		調査研究費	市内及び近接地旅費（11月分）		7,400	3,015,979
		会議費	市内及び近接地旅費（11月分）		2,960	3,013,019
		調査研究費	市内及び近接地旅費（12月分）		7,400	3,005,619
		会議費	市内及び近接地旅費（12月分）		2,960	3,002,659
1	5	人件費	会派雇用職員社会保険料（11月分）		66,110	2,936,549
	6	資料作成費	コピー代（12月分）		11,633	2,924,916
	8	広報費	創造浜松だより印刷代		777,603	2,147,313
		広報費	創造浜松だより印刷代振込手数料		220	2,147,093
	16	広報費	創造浜松だより郵送代		251,404	1,895,689
	20	人件費	会派雇用職員給料（1月分）		176,241	1,719,448
	21	資料購入費	新聞代		12,080	1,707,368
	23	広報費	創造浜松だよりポスティング代		73,645	1,633,723
		広報費	創造浜松だよりポスティング代振込手数料		220	1,633,503
		調査研究費	市内及び近接地旅費（12月分）		8,362	1,625,141
		調査研究費	2/9～10会派視察交通費		137,200	1,487,941
		調査研究費	2/9～10会派視察宿泊費		74,000	1,413,941
		調査研究費	2/9～10会派視察日当		15,000	1,398,941
	26	事務所費	インターネット使用料（12月分）浜松ケーブル		5,500	1,393,441
2	2	人件費	会派雇用職員社会保険料（12月分）		173,688	1,219,753
		資料作成費	コピー代（1月分）		10,918	1,208,835
		広報費	創造浜松だより折込代		339,959	868,876
		広報費	創造浜松だより折込代振込手数料		550	868,326

	3	広報費	創造浜松だよりポスティング代		280,023	588,303
		広報費	創造浜松だよりポスティング代振込手数料		220	588,083
	5	調査研究費	市内及び近接地旅費(1月分)		14,652	573,431
	20	資料購入費	新聞代		12,080	561,351
		人件費	会派雇用職員給料(2月分)		176,241	385,110
	26	事務所費	インターネット使用料(1月分)浜松ケーブル		5,500	379,610
3	2	人件費	会派雇用職員社会保険料(1月分)		66,110	313,500
	4	資料作成費	コピー代(2月分)		11,134	302,366
	15	決算利息		1,882		304,248
	19	資料購入費	新聞代		12,080	292,168
		人件費	会派雇用職員給料(3月分)		176,164	116,004
	26	事務所費	インターネット使用料(2月分)浜松ケーブル		5,500	110,504
	30	調査研究費	市内及び近接地旅費(1月分)		6,956	103,548
		会議費	市内及び近接地旅費(1月分)		1,480	102,068
		調査研究費	市内及び近接地旅費(2月分)		4,144	97,924
		会議費	市内及び近接地旅費(2月分)		2,960	94,964
	31	人件費	会派雇用職員社会保険料(2月分)		66,110	28,854
4	1	調査研究費	市内及び近接地旅費(3月分)		7,030	21,824
		会議費	市内及び近接地旅費(3月分)		1,480	20,344
	3	資料作成費	コピー代(3月分)		12,730	7,614
	24	人件費	会派雇用職員健康診断料		7,971	-357
		人件費	会派雇用職員健康診断料振込手数料		220	-577
	27	事務所費	インターネット使用料(3月分)浜松ケーブル		5,500	-6,077
	30	人件費	会派雇用職員社会保険料(3月分)		65,758	-71,835

調 査 研 究 費

９３６，６２８円

令和7年度　政務活動費（費目別内訳）前期分　　調査研究費

月	日	摘　　要	収入金額	支払金額	累計額	領収書No
4	24	5/8～9神戸、北九州視察旅費		228,250	228,250	1
4	24	5/8～9神戸、北九州視察宿泊費		74,000	302,250	2
4	24	5/8～10神戸、北九州視察日当		15,000	317,250	3
5	7	市内及び近接地旅費（4月分）		18,648	335,898	4
5	27	市内及び近接地旅費（4月分）		6,216	342,114	5
6	4	市内及び近接地旅費（5月分）		17,316	359,430	6
6	18	市内及び近接地旅費（5月分）		11,174	370,604	7
7	4	市内及び近接地旅費（6月分）		17,205	387,809	8
7	15	市内及び近接地旅費（6月分）		4,662	392,471	9
8	7	市内及び近接地旅費（7月分）		12,543	405,014	10
8	7	8/25～27世田谷、仙台、大館視察旅費		293,250	698,264	11
8	7	8/25～27世田谷、仙台、大館視察宿泊費		148,000	846,264	12
8	7	8/25～27世田谷、仙台、大館視察日当		22,500	868,764	13
8	7	8/25～27世田谷、仙台、大館視察視察料（世田谷）		16,500	885,264	14
8	20	8/25～27世田谷、仙台、大館視察手土産代		6,732	891,996	15
8	20	8/25～27世田谷、仙台、大館視察視察料（大館）		15,000	906,996	16
8	20	8/25～27世田谷、仙台、大館視察視察料（大館）振込手数料		550	907,546	17
9	9	市内及び近接地旅費（8月分）		15,318	922,864	18
10	6	市内及び近接地旅費（9月分）		13,764	936,628	19

調 査 研 究 費

３４０，３４５円

令和7年度　政務活動費（費目別内訳）後期分　　調査研究費

月	日	摘　　要	収入金額	支払金額	累計額	領収書No
10	15	市内及び近接地旅費（8月分）		4,440	4,440	1
		市内及び近接地旅費（9月分）		10,582	15,022	2
11	6	市内及び近接地旅費（10月分）		11,618	26,640	3
	12	市内及び近接地旅費（10月分）		19,314	45,954	4
12	19	市内及び近接地旅費（11月分）		12,247	58,201	5
	26	市内及び近接地旅費（11月分）		7,400	65,601	6
		市内及び近接地旅費（12月分）		7,400	73,001	7
1	23	市内及び近接地旅費（12月分）		8,362	81,363	8
		2/9～10会派視察交通費		137,200	218,563	9
		2/9～10会派視察宿泊費		74,000	292,563	10
		2/9～10会派視察日当		15,000	307,563	11
2	5	市内及び近接地旅費（1月分）		14,652	322,215	12
3	30	市内及び近接地旅費（1月分）		6,956	329,171	13
		市内及び近接地旅費（2月分）		4,144	333,315	14
4	1	市内及び近接地旅費（3月分）		7,030	340,345	15

（様式６）

旅　費　支　払　証　明　書

出張年月日	令和７年　５月　８日　～　令和７年　５月　９日
出張先（目的）	神戸市、北九州市

出張者氏名	森田賢児	太田利実保	関イチロー	湖東秀隆
	遠山将吾			

旅　費　額　内　訳

項　目	金　額	備　考
交通費	２２８，２５０円	詳細は下記および別紙添付
日　当	１５，０００円	@　1,500円×5人×2日
宿泊費	７４，０００円	@　14,800円×5人×1泊
	円	
	円	
合　計	３１７，２５０円	

		百	拾	万	千	百	拾	円
金　額			3	1	7	2	5	0

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和７年　　５月　３０日

会　派　名　　浜松市議会創遊浜松・国民民主党浜松

代　表　者　　森田　賢児 [redacted]

〈詳細〉

（様式６）

<別紙　領収書添付欄　1>

①

領収証

発行日　年　月　日　　No.148404

浜松市議会 創造浜松・国民民主党会派 様

金額	百	十	万	千	百	十	円
			2	2	4	5	0

但 交通費として

収入印紙

現金	✓
小切手	
振込	

上記金額正に領収致しました

令和 7 年 5 月 2 日

いい旅・[redacted]
株式会社 東海汽船
〒432-8036 静岡県浜松[redacted]
TEL (053)[redacted]
FAX (053)[redacted]

担当印 [redacted]

本証は社印及び取扱者印の無いもの、金額訂正のものは無効です。

御 見 積 書

浜松市議会　会派創造浜松　様

令和7年5月2日

ご出発日　2025年　05月　08日　（木）

ご帰着日　2025年　05月　09日　（金）

行先／主要観光地

神戸市・北九州市　行政視察

	項目	単価	税金	数	金額	摘要
共通経費					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
個人経費	JR代	44,550	込	5	222,750	普通指定席
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
	旅行取扱手数料	1,100	込	5	5,500	
					0	
	お一人当り合計（算出人員1／　5　名）			@	45,650	総計　228,250

【ご案内】1．当社は天災地変、同盟罷業その他不可抗力の事由、お客様の公序良俗に反する行為、遁走、窃盗など当社以外の事由による損害
損失は責任を負いません。

2．この見積書は提出日を基準としておりますので、各種交通機関などの運賃、料金その他の料金改正などにより変更される場合があり

◎お　取　消　料

出発の30日前以降3日前まで　旅行代金の　20%

出発日の前々日及び前日お一人　旅行代金の　30%

旅行開始日当日　旅行代金の　50%

旅行開始後及び無連絡不参加お一人　旅費全額

（注）ご旅行中お客様自身或いは見過品に対して蒙られた損害の内、それが天災・火災・陸海空における不慮の災害・政府公共団体の指令・政変・ストライキ・暴動・空賊・戦争・流行病隔離・税関規則など不可抗力の事由による場合、盗難・業行詐欺・疾病・傷害など当社の責任外の事故による場合、及びお客様が法令若しくは公序良俗に反する行為を行った為に生じた場合については、当社はその損害賠償の責任を負いかねますので予めご了承下さい。

（株）東海トラベル
〒432－8036
静岡県浜松市中区東伊場2－9－16
TEL:053－456－3550
FAX:053－454－3374
総合旅行業務取扱管理者: [redacted]
担当: [redacted]

（様式８）

令和７年４月７日

会派名　　浜松市議会創造浜松
代表者　　会長　森田　賢児　　様

会派名　　浜松市議会創造浜松
氏　名　　会長　森田　賢児

出　張　届

下記により、政務活動のため、出張することになりましたので届け出ます。

記

１　出張者
　　森田賢児　　太田利実保　　関イチロー　　湖東秀隆　　遠山将吾

２　期間及び出張先
　　５月　８日（木）　神戸市
　　　　９日（金）　北九州市

３　目的
　　神戸市　　チーム担任制について
　　北九州市　　指定管理者制度について

視察依頼書送付願

令和7年 4月 7日

浜松市議会議長 様

会 派 名　　浜松市議会創造浜松
代表者氏名　　会長　森田 賢児

上記のとおり、所属議員が政務活動のため、出張することになりましたので、視察先あての視察依頼書の送付をお願いします。

視察行程表

◆視察日程　令和７年５月８日（木）～９日（金）
◆視 察 先　神戸市、北九州市
◆視察議員　森田賢児議員、太田利実保議員、関イチロー議員、湖東秀隆議員、遠山将吾議員
※集合…９：１５までに改札口

５月８日（木）	ひかり 503　神戸市営地下鉄西神・山手線　JR 神戸線 浜松 9：31++++++新神戸 11：11++++++三宮駅++++++神戸駅 ※昼食 徒歩５分　徒歩５分 ・・・ハーバーランド駅・・・神戸ハーバーランドセンタービル （教育委員会事務局４階受付：内線 956-6413） **《神戸市視察》13:30～15：00** **調査項目** **・チーム担任制について** 徒歩５分　徒歩５分 神戸ハーバーランドセンタービル・・・ハーバーランド駅・・・ のぞみ 35　徒歩５分 新神戸駅 15：54++++++17：53 小倉・・・ホテル 《北九州駅周辺・泊》	**教育委員会事務局** **学校教育課管理係** **担当者：ナカガワ　様** **TEL:078-984-0707** **《宿泊先》** **西鉄イン小倉** **TEL:093-511-5454**
５月９日（金）	徒歩１５分　※（or タクシー（自費）） ホテル・・・北九州市役所（隣りの議事堂） **《北九州市視察》9:00～10：30** **調査項目** **・指定管理者制度について** **※昼食購入** 徒歩１５分※　のぞみ 24 北九州市役所・・・小倉 11：31++++++13：29 新神戸 13：34 ひかり 510 ++++++15：13 浜松	**北九州市議会事務局** **政策調査課** **担当者：フルソノ　様** **TEL:093-582-2632**

（様式10）

令和７年　５月２８日提出

（あて先）　会派名　浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松
代表者　森田　賢児

報　告　書

出張年月日	令和７年　５月　８日（木）～　令和７年　５月　９日（金）
出　張　先	神戸市、北九州市
出張の理由	神戸市　　チーム担任制について 北九州市　　指定管理者制度について
出　張　者 氏　名　印	森田賢児 [redacted]　太田利実保 [redacted] 関イチロー [redacted]　湖東秀隆 [redacted]　遠山将吾 [redacted]
（出張の顛末）	
（備考）	

政視察報告書

報告者：森田賢児



日　　時：令和７年５月９日
場　　所：北九州市役所
視察事項：指定管理者－事業者の挑戦を応援する新制度へ－
出 席 者：森田賢児　太田利実保　関イチロー　湖東秀隆
　　遠山将吾

・北九州市の指定管理者制度の見直しは、①事業者が応募しやすい仕組み(競争性の確保)②施設のポテンシャルの最大化(潜在能力の開花)③その他の取り組みの大項目３点に紐づく 10 点のメニューとなっている。

・実証事業の段階で施設利用を認めることや、使用料の減免をするトライアル制度、また、制度化による包括決済や、一元化された相談窓口の設置など積極果敢なメニューが多い。特に「使用発注」ではなく「性能発注」に徹底していくことは、民間の柔軟性を発揮する上で本市でも必要だと感じた。

・指定期間の長期化、運営実績が優良な事業者の指定期間を５年から 10 年に延長することを可能とすることに関しては、事業者にとっての受け止めが分かれると推察される。確かに投資効果を踏まえた経営状況を見極めるためには、それぐらいの期間があって良いと思う一方、経営が不調になった際には、負担感に直結することも懸念される。

－総評－

結局のところ、制度上内在する「収益性と公共性のジレンマ」は無視できない。収益性の高い施設には民間事業者が積極的に参入し、公共性が高く自由度が低い施設には参入が少ない現実がある。

本市でも制度運用から 20 年になろうとしているが、社会状況の変化もあり、「民間活力を活かす制度」から、「行政コストを落とす制度」に変わっていったことが否めない。

だからと言って、社会全体がリソース不足の中で、行政がそれらを整え、直営に戻していくべきかと言われれば、そうは思わない。

これら北九州市の取り組みを参考に、当初の目的である「民間活力の発揮」に即した制度運用になるよう見直しの提言を行っていきたい。

政視察報告書

報告者：森田賢児



日　　時：令和７年５月８日
場　　所：神戸市教育委員会
視察事項：チーム担任制
出 席 者：森田賢児　太田利実保　関イチロー　湖東秀隆
　　遠山将吾

・事象に合わせ児童生徒が先生を選んで相談できるとの利点の裏腹で「どの先生に相談して良いかわからない」という課題も指摘される。これについては、予め窓口役の教職員を決めておき、当該教職員が受け付けた後に、事象に合わせ担当者に割り振ればクリアできるとのこと。

・国の指針等との調整は特段必要なく、導入を決定するのは学校長である。チーム編成に関して、当該学年内はもちろん、学年をまたいでのチーム編成も可能でその自由度は高い。但し、学習指導の点から、当該学年内でのチーム編成が望ましいとのこと。

・指導のノウハウの蓄積があるゆえ、ベテラン教員の中には当該制度に対し、後ろ向きの者もいるとのことだが、他方で、新任の教員ほど歓迎していることが大変興味深い。一人で、いきなり担任を持つ心理的負担に比べると、チーム担任制の方が安心感を持てるとのこと。また、正確に統計を取ってはいないものの、制度運用時からメンタルを理由とする休職者は出ていないと言う。

・浜松市では「教師塾」で教員の教育力向上を図っているが、チーム担任制なら現場で互いの教育力を高めることもできる。

－総評－

多様な学校運営を実現させる上で、大変有効な一策であると認識した。利点はいくつもあるが、現代の子どもたちは色々な大人との出会いに乏しいことから、同じ教職員とは言えども、色々な大人に接する機会、多様な考えに触れること一つとっても大変意義深いと思う。また、教員と言うのは、学校を卒業して、すぐに「先生」となる。担任を持てば、その教室の限りでは、ある意味閉鎖的でもあるが、当制度では、現場で切磋琢磨することができ、合わせて有効性を感じる。ただ、一律的な展開をしていく必要はなく、本市でもモデル校を設置して運用するなど、提言に活かしていきたい。

視察報告書

報告者
創造浜松・国民民主党浜松　太田　利実保

◆ 視察日程　令和７年５月８日（木）～９日（金）

◆ 視察先　　兵庫県神戸市、福岡県北九州市

◆ 視察内容

≪5/8 神戸市：学年（チーム）担任制≫

“神戸市教育委員会学びの推進課：坂田仁課長、川崎善弘係長”

令和６年の出生数は、約 72 万人と過去最低を記録した。９年連続で減少し、ベビーブームのピーク時の約４分の１となり、70 万人割れはすぐそこまできている。子どもの数は減少している一方で、不登校の児童生徒は増加している。また、いじめの認知件数も増加しているほか、教員の多忙化など、学校現場での課題は山積している。

特に、教員の多忙化は、子どもたちとのコミュニケーション不足を生じさせ、少なからず不登校などに影響を及ぼすものであり、さらには、教員個々への精神的な負担を大きくしているものと思われる。

こうした中で、一人の教員が複数の教科の授業準備や採点などの負担を抱えることなく、各教科の専門家に授業を任せることで、教員の負担を軽減するため、2022 年度から小学校５・６年生を対象に教科担任制の導入が進んでいる。

教科担任制と同様に、複数の教員が学級の児童生徒の指導を分担する「チーム担任制」の導入も全国で広がりを見せており、今回、令和５年度からその取り組みを始めた神戸市を視察した。

チーム担任制は、学級担任を固定せず、学級における児童生徒指導等の業務を複数の教員がローテーションで担当するなどして行う学級運営の方法で、学校の状況に応じてその手法は異なり、実施の判断は校長が決定する。

具体例を挙げれば、ある小学校では５年生の２クラスを３人の教員で担当、ある中学では全学年７クラスを２・２・３クラスに分け、２クラスは３人、３クラスは４人で担当、また、他の中学では１、２年生各２クラスを５人で担当、等々、手法は学校によって異なる。

このチーム担任制を進めるにあたっての特別な人員の配置はしていないため、学校ごとにできる範囲で実施し、もちろん実施しない学校もある。教育委員会としても強要はしていない。今年度になって中止した学校もある。あくまでも、実施の判断は学校長であり、人事異動による教員のバランスもある。柔軟な発想でチームを組んでくれれば良いし、各学校・各学年で対応を考え独自のスタイルで実施する方針をとっている。

★チーム担任制導入の目的

1 教職員が多面的な視点で児童生徒と関わり、児童生徒の変化に気づく機会を増やす。

2 多くの教職員との活動や対話を通じて、児童生徒の多様な能力の伸長を図り、健やかな成長につなげる。

3 教職員が連携・補完することによって、指導力の向上及び組織力の強化を図る。

★考えられる利点

1 児童生徒の変化に気づく機会が増え、早期かつ丁寧な対応が期待できる。

2 児童生徒・保護者にとって、相談できる教員が増え、安心感が高まる。

3 教育活動や指導の透明性を高め、開かれた学校づくりにつながる。

4 指導技術の継承と、業務の平準化・標準化が図られることにより、働き方改革につながる。

★考えられる課題

1 児童生徒・保護者がどの教職員に相談したら良いかわかりづらい。

2 児童生徒・保護者からの依頼や相談が特定の教員に偏ることがある。

3 教員間での児童生徒の状況共有や事務引き継ぎ等をこまめに行う必要ある。

何のためのチーム担任制なのか、チーム担任制ありきではないものの、子どもたちの自主性が高まることや、教員の精神的な負担の軽減につながることを考えれば取り組む価値のある制度であると思う。

{意見等}

小中学校のクラス担任は原則として一人であるという概念が取り払われつつある。中学ではそもそも教科担任制なので、複数の教員との関わりがある。小学校ではクラス担任への負担感、責任感の比重が高く、それはある意味、そのクラスが担任の色で染まってしまうが、チーム担任制となれば、担

任の色は薄れ、子どもたちの色がクラスに出てくるようになる。それによって、子どもたちが自ら学ばなければという意識が育っていく。

大量退職時代を迎え、現場を回すベテランの教員がいなくなり、若い教員でも主任教諭になってしまうこともある。こうしたことが不安を助長し、負担を増すことにつながっている。そして新人として配置されても面倒を見てくれる教員が存在せず、すぐに責任ある立場で働かざるを得ないという状況がある。こうしたことを補うためにもチーム制は有効である。

子どもたちは柔軟なので、チーム担任制を取り入れたとしてもすぐになれるという。しかし、教員側が特にベテランほど慣れない。保護者の反応は概ね６割は賛成であるが、担任が入れ替わるのでどの教員に相談すれば良いか判断できないといった課題もある。

新人の教員はチーム制を好んでいる。それは、責任感が薄まることや他の教師、ベテランの教師の技術を学べるなどメリットがあることによる。現に、チーム制を組んでいる学校ではメンタルを原因とした休業事例はなかったとのこと。チーム制を組むことで、自然と教員同士のディスカッションが増え、風通しが良くなることは明らかだ。

チーム制を組むためには、教員のやりくり、ローテーション表の作成等々事前の準備が必要で、一時的に業務量が増えるものの、テストの丸付けを共同で行うなど、業務の平準化が図られ、多忙化の解消にもつながる。

チーム制を導入するには、事前の準備はもちろん、教員の配置状況によって取り組みが可能かどうか分からない。ただ、子どもたちの自主性が育まれることやコミュニケーション能力が高まること、教員にとっては、責任感や負担感が和らげられることを考えると、デメリットよりもチーム制のメリットは大きいように思う。会派として、チーム制の導入に向けて提言していきたい。

≪5/9 北九州市：指定管理者制度≫

“財政・変革局市政変革推進室：安徳一紀次長、山田論室長”

公の施設を効果的、効率的に運営管理し、市民の多様なニーズに対応するために平成 15 年度に導入された指定管理者制度は、年を経るごとにその施設数は増加し、定着が図られてきている。

しかしながら、昨今、施設によっては、応募者がない、応募者がないため公募によらず選定せざるを得ない、応募があっても１者のみの応募で競争原理が働かない、民間のノウハウが活かしきれていないといった課題が浮き彫りになってきた。

これは、公の施設であるがゆえに、仕様に厳しい制限がかけられていることや、指定管理料が経営に見合わない、期間が短く採算が合わないことなどが起因していると思われ、自治体では、制度を改善し、施設の機能を高めるための検討が行われ始めている。

北九州市では、令和５年２月に新たな市長が誕生し、市政改革に取り組む一環として、指定管理者制度のあり方の検討、見直しに取り組んだが、令和５年度に全体の８割が更新の時期を迎えており、時間が限られていたため、１年間現契約を延長し、その間に、目指す制度のあり方をまとめ上げた。

コンセプトは、事業者が応募しやすい仕組みを構築し、また、施設のポテンシャルの最大化を図り、新たな価値を生み出そうというもの。

まず、課題として捉えたのは、１事業期間（指定期間）の妥当性、２指定管理料上限額の妥当性、３運営費上昇のリスク分担が適正でない、４選定時の加点制度が新規参入を阻害している、５民間ノウハウを発揮しづらい環境という点である。

こうした課題から、指定期間の長期化やリスク分担の見直しなどにより応募しやすい仕組みを構築、「使用発注」ではなく「性能発注」の徹底や新規参入を支援する相談体制を整備し、公募前の事業者とのコミュニケーション機会を確保するなど施設のポテンシャルを最大化するという見直しを図ることとした。

特に、運営実績が優良な事業者の指定期間を５年から 10 年に延長することを可能にしたこと、指定管理者が新たな自主事業を実証する場合、使用料を全額免除し暫定的な施設利用を認める「トライアル事業制度」を新たに始めたことは他にない取り組みである。

これにより、令和６年度の更新時には、１者のみの応募が 70%から 65%に５ポイント下がったことと、49 事業者のうち 90%から自主事業の提案があり、今までにない提案も含まれているということであった。

〔意見等〕

浜松市においては、制度を本格導入した平成18年の130施設から、令和7年には253施設となっている。1者のみの応募は、導入当初は60%弱であったものが、令和6年には80%弱となり、競争原理が働かず、民間の能力を活用し市民サービスの向上、費用対効果の向上といった制度の目的が果たされているかを検証すべき段階にきている。

このことは、定期監査においても、「1者応募が増え、指定管理者が固定しつつあること」を指摘しつつ、「利益があるところに競争が生まれ、競争によってサービスの質が向上することを踏まえ、適正な利益を確保できる仕組みの導入、投資を可能とするための指定管理期間の長期化に向けて検討することで、競争原理が働く環境づくりを進めること」と意見が付されている。

ただ、適正な利益を確保することについては、公の施設は仕様にあたり厳格な規定の遵守が求められること、利益を追求することが公の施設の目的ではないこと、利益が出なくても施設の必要性から公の施設として継続していることなど、そもそも大きな矛盾を抱えている制度である。

したがって、適正な利益を確保することよりも、いかに住民サービスを向上させるかに比重を置くことが重要であろう。施設の目的を十分に事業者に説明し、その中で事業者としてどういった管理上の工夫ができるか、どういった自主事業ができるか、その上でサービス向上につながるかを行政側と事業者側で協議していくことが重要である。

また、本来の指定管理業務の中では利益を計上する余地がなく、自主事業の利益をインセンティブとしているため、自主事業を行うための投資に見合う利益が確保されるのかが不透明であり、新規参入を拒む要因となっている。

指定管理業務を行う施設の態様は様々で、中には民間のノウハウが活かしきれない施設も存在するため、自主事業実施の可否、評価点の配点差配など、応募の仕様をコンセプトに応じて使い分けることも必要ではないか。また、単体では民間ノウハウを活かしづらい施設であっても、他の施設と組み合わせることでそれが可能となるといったことも考え得るのではないかと思う。

そのためには、収支の現状を分析するとともに、相談窓口の設置により事業者からの意見要望を聴取していくこと、指定管理者制度の所管課、施設の所管課、実際に管理する区役所等の担当課の一体感を醸成していくことが求められると考える。

会派視察 報告

創造浜松・国民民主党浜松：関 イチロー

日　程：令和7年 5月 8日(木) ～ 9日(金)

【第1日目】

視 察 先：神戸市役所

視察項目：神戸市における学年(チーム)担任制の取組について

説 明 者：神戸市 教育委員会事務局 学びの推進課(初等教育担当) 坂田 仁 課長、川崎 善弘 係長 (お二人とも教員)

制度概要：令和4年12月に前教育長が学年担任制について発表
２年間の試行期間を経て、令和7年度よりモデル校で実施
導入については、校長の意向（R6・5・1時点で市内161校中で取組小学校6校。中学校4校)
小学校5・6年生と中学校で実施(小学校の中・低学年については、ひとりの担任で見ることが安心感があり、良いとの判断)
1学年2学級の場合、3人の教員が週ごとに入れ替わりながら学級業務を行う。学級を担任しない日は、学年全体を見通す日・週を作り、より柔軟に児童生徒・保護者への支援を行ったり、学年の事務処理等や他の教員のサポートを行うなどの業務に携わる事も可能である。担任は週や月ごとに入れ替わりながら学級業務を行う。

当初はベテラン教員の反発がある一方で、新任教員には好評であった。

導入の目的

（1）教職員が多面的な視点で児童と関り、児童生徒の変化に気づく機会を増やす

（2）多くの教職員と活動や対話を通じて、児童生徒の多様な能力の慎重を図り、健やかな成長につなげる

（3）教職員が連携・補完することにより、指導力の向上および組織の強化を図る

教師の観点(各校長へのヒアリング結果)

利点：・ 学年で育てる意識の向上
・ 全員担任であるという意識の向上
・ 精神的な負担軽減
・ 経験の浅い教員の負担感の軽減
・ 指導法のＯＪＴや共有

具体的には

・ 児童生徒の変化に気づく機会が増え、早期かつ丁寧な対応が期待できる
・ 児童生徒・保護者にとって、相談できる教職員が増え、安心感が高まる。
・ 教育活動や指導の透明性を高め、開かれた学校づくりにつながる。
・ 市道技術の継承と、業務の平準化・標準化が図られることにより、働き方改革につながる

課題：・ 継続した学級経営
・ 情報共有不足による連絡漏れ
・ 学年主任等への負担
・ 余剰の教員がいない場合の運営
・ 未導入学年との業務量の調整

を挙げられた。

しかし、課題の多くは克服できることであり（例えば、１，２項目については情報共有が十分になされていれば（例えば、週半ばの情報交換会の開催や教室の戸締りをしながら、ＰＣでの情報共有、）、３～５については、調整により可能ではないか・・・）、教師、児童にとっての利点の方が勝ると考える。

教職員へのアンケートでは、

・ 生徒の変化に気づく機会が増える
・ 学校運営・学級経営の参画意識が向上し「学校力」が向上している
・ 学級崩壊のリスクを減少させることができている

との肯定的意見は大いに優位であるが、

・ 教科・生徒指導において、責任の所在の不明瞭になっている
・ 進路指導・各種保護者会において、相談窓口が分かりにくくなってい

る

との課題も指摘されている。

教員にとっての児童生徒および保護者の対象となる人数は、100人くらいが適当で、クラス数では2～3クラスをチーム担任制にするのが適当ではないか、また学年単学級についてはタテの学年担任制も考えられるとのことであった。

また、導入することが目的ではなく、必ず効果や狙っていた利点が出現するとは限らず、効果が出るように主体的に取り組むことが重要であるとの指摘であった。それ故、導入に関しては各校長の選択肢の中の判断にゆだねているとのことであった。

保護者の6割には好評との説明は、意外であったが、この制度の十分な周知理解の不足と新しい制度への漠然とした不安感ではないかとの感想であった。

不登校やいじめについて質問をした。

両問題については、複雑な背景があるが、気づきと担任対応とチーム対応においては利点がある。

学習の習熟度については、教科担任制により数回の授業をすることになり、スキルアップと見直しもでき、効果が出ているように感じる。また、クラス担任制だと教員が固定され、その教員のカラーが出やすくなるが、学年担任制であると児童生徒の色が出やすく、自主性が育まれるように感じる。実施期間も短いため、データーとして今後検証していく。

この制度の先駆的都市として、富山県 南砺市と兵庫県 丹波市を挙げられた。また本市では平成30年度から、令和元年度の指定教育研究校に中郡小を指定、その後も積志小などで教科担任制を行ってきたが、それらの検証・考察が必要であるが、今のところ個人的にはぜひ導入をすべきと考えている。

【第2日目】

視 察 先：北九州市役所

視察項目：指定管理者制度について

説 明 者：北九州市 財政・変革局 市政変革推進室 安徳 一紀 次長(中途入庁)、山田 論 行政経営担当係長

北九州市における行政サービス(公の施設)の基本的な考え方：

新たな価値の創造：民間と行政のイコールパートナーシップ：企業の参入促進×施設の価値向上 ⇒ 好循環サイクルを構築

- 事業者が応募しやすい仕組み(競争性の確保)
- 施設のポテンシャルの最大化(潜在能力の開花)

そのために、事業者から意見聴取を行った(サウンディング調査)

注目の見直し内容:

- **指定期間の長期化**：運営実績が優良な事業者の指定期間を5年 ⇒ 10年に延長すること可能に
- **政令市初 トライアル事業制度**：指定管理者が新たな自主事業を実証する場合、使用料を全額免除し、暫定的な施設利用を認める

これまでの制度(課題と分析)：

課題 ①：十分な競争原理が働いていない

- 事業期間(指定期間)の妥当性
- 指定管理料上限の妥当性
- 運営費上昇の分担が適正でない
- 選定時の加算制度が新規参入を阻害している

課題 ②：民間ノウハウが十分に活かされていない

- 民間ノウハウを発揮しづらい環境

上記を受けての新たな制度概要：

① 事業者が応募しやすい仕組み(競争性の確保)

- 指定期間の長期化＜更新制の導入＞
- 指定管理料上限額の算定ルールを整備
- リスク分担の見直し
- 選定時に社会的価値を新たに評価(HPに具体例を掲載)

② 施設のポテンシャルの最大化(潜在能力の開花)

- 「仕様発注」ではなく「性能発注」を徹底(ex. 清掃回数の取り決めではなく、来場者が不快を感じない程度)
- 公募前に事業者とコミュニケーション機会を確保
- 指定管理者の自主事業への挑戦を応援(儲けてもらう)

・ 民間提案の実現や、新規参入を応援する体制の構築(指定管理よろず相談処)

③ その他の取り組み

・ 公金の取扱い事務を効率化

・ 運営実績を評価に連動(不正行為へのペナルティなど)

有識者会議での意見聴取：取組実績を毎年評価するための制度で、内容の客観性及び公平性を確保するため。制度の在り方や見直し方向性について、意見聴取

指定管理の導入状況(公の施設の管理状況)

平成15年9月1日時点

全施設数：681、管理委託(旧制度)：382(56.09%)、直営299(43.91%)

令和7年4月1日時点

全施設数：487、指定管理制度：253(51.95%)、直営(48.05%)

行政経費の節減(H15～R5(20年間)の累計額)：37億円

総合的な情報発信

・ 事業者向けの情報を一元的に発信

・ 「募集予定の情報」を4月にお知らせ

・ 事業者向けセミナー・交流会の開催

・ 事業者からの相談窓口を整備(「指定管理者制度 よろず相談処」)

集中変革期間(R6～R8年度)での取り組み

① 条件付き公募の見直し

・ 外郭団体への指定管理業務の点検

・ 外郭団体が関与する業務の点検

② 公共施設マネジメントの視点からの見直し

・ 施設のあり方の見直し

・ 使用料・利用料の見直し

・ 減免制度の見直し

③ 公園施設のあり方の見直し

・ 指定管理者の事業範囲(裁量)拡大(ex.公園・スポーツ施設：今までは別々の所管であった ⇒ 一体として利用)

質問

- 競争性について ⇒ 1社応募が70%から65%になった。49事業者98%から新たな提案があった。
- 契約不調について ⇒ 見直し前はあったが、現在はない。
- 評価項目・選定の妥当性について ⇒ 福祉関連施設は別にして、評価マニュアルに従いカテゴリー毎に評価をしている。運用については、制度担当と所管課との情報共有を行っている。

感想など

- 指定管理者制度に対する取り組み姿勢に、明らかな彼我の差を感じる。
- この制度ができて20年程が経過する。設立当初、那覇市でこの制度の視察を行った。面白い制度だと興味を抱いたが、その際委託を受け他事業者と新規の応募者との評価・新陳代謝についての課題は今も悩ましい。その一つの方向性を示唆していただいたように考える。
- 本市の指定管理者制度は、多少のブラッシュアップをしてきたのだろうが、おざなりの感がぬぐえず、真摯に向かい合っていないように感じる。施設の一体運用や新規参入の門戸、評価基準の曖昧さ、有識者会議の設置と意見聴取、指定管理料・運営上のリスク分担への配慮、事業者とのイコールパートナーシップ、制度担当と所管セクション、区との関わりや情報共有・意見交換などなど、整理・課題抽出・分析・再制度設計など行う分岐点に来ており、今後議会質問で質して行こうと考えている。

以上

視察報告書

創造浜松・国民民主党浜松

湖東秀隆

神戸市　教科担任制および学年（チーム）担任制の導入と運用について

令和３年７月に国から示された「義務教育９年間を見通した教科担任制のあり方について（報告）」において、小学校高学年における教科担任制の推進方策が提示されている。本視察では、神戸市における教科担任制および学年（チーム）担任制の導入状況とその効果、課題を把握し、今後の本市の教育施策への参考とすることを目的とした。

神戸市では、小学校高学年を中心に「教科担任制」と「学年（チーム）担任制」を積極的に導入しており、以下のような特徴と成果が見られた。

少子化に伴う教員数の減少により、学級担任一人にかかる負担が増加していることから、学年単位で複数の教員が児童を見守る体制が模索されている。若手教員にとっても、OJT の機会を自然に確保できる利点がある。

生徒数 100 名程度の学年においては、教員間での連携が取りやすく、学年全体での指導体制がスムーズに機能するとともに、学級間での指導の質の差が縮小される。併せて、経験の浅い教員も他の教員から学ぶことで、指導力向上につながっている。さらには、いじめなどへの対応も迅速かつ組織的に行うことができている。

また、担任を持たない教員を学年単位で活用することで、教職員の増員をせずに体制構築が可能。学年全体での情報共有により、一人の教員に過度な負担がかかることなく、児童対応が行われている。

導入にあたり、保護者・地域への周知として、実施にあたっては、校長が前年度の夏ごろまでに保護者・PTA・学校運営協議会へ制度の趣旨と運用方法を丁寧に説明。理解を得た上で新年度からのスムーズな導入が図られている。

導入の最終決定は各校長に委ねられており、地域や学校の実情に応じた柔軟な対応が可能。

特に中学３年生の担任教員からは、生徒も教員も段階的に慣れていく中で、自然な形でOJTが形成されているとの声があり、制度の安定した運用が見て取れた。また、若手教員からも、孤立せずに学年全体での支援を受けられる安心感があるとの意見が寄せられた。しかし、学年児童数が100名を超えると、全児童の把握が難しくなるため、教員一人あたりの児童数と組織体制のバランスには配慮が必要である。

チーム担任制を導入するに当たっては、校長のビジョンと現場教員との間に意識のズレが生じる場合もあり、制度の導入前に十分な意見交換が不可欠と考える。

1. 小学校高学年における教科担任制・学年担任制の段階的導入

児童数や教職員配置に応じて、無理のない形での試行導入を検討すべきである。

2. 校長のリーダーシップと教職員間の合意形成の重視

制度導入の際は、学校長の方針だけでなく、現場教員との丁寧な対話を重ねることが必要である。

3. 教職員の働きやすさと児童への多面的な支援の両立

教員の負担軽減とともに、児童が多様な大人と関わることのできる環境整備を推進すべきである。

4. 地域・保護者への丁寧な情報提供

制度変更に対する不安を払拭するため、事前に学校運営協議会や保護者との信頼関係の構築を図ることが重要である。

以上の観点から、神戸市の取り組みは、教員の負担軽減と児童の成長支援を両立させる先進的なものであり、地域・保護者との信頼関係の上に成り立つ好事例である。本市においても、今後の教員確保の厳しさを見据え、こうした柔軟な体制構築に向けた取組を検討すべきと提言する。

視察報告書

創造浜松・国民民主党浜松

湖東秀隆

指定管理者制度は、地方自治体が公の施設の管理運営を民間企業等に委託する制度であり、北九州市はこの制度を活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、民間の力を効果的に活用している。今回北九州市における指定管理者制度の実施状況とともに、本市として取り組むべき施策を提言する。

北九州市における指定管理者制度の概要

北九州市の指定管理者制度の導入目的は、民間事業者の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図ること。具体的には、施設の運営において経費削減や自主事業の拡充を進めている。近年では、入札が成立しにくい状況に直面しており、民間事業者の参入を促進するための仕組み作りが求められている。その中で、北九州市では、指定管理者制度の運用にあたり、次のような経費削減策を講じている。

1，利用料金の無料化や徴収手間の削減により、市民が利用しやすくなり、施設運営の効率化が進められている。

2，仕様書の柔軟な対応策として、例えば、清掃業務において、利用者が不快感を持たないような基準を設け、事業者側が利用者の視点を意識して業務を遂行できるようにしている。

3，包括決済ルールの導入により、財務面での効率化を図り、施設運営の透明性と信頼性を向上させている。

また、契約期間の長期化により、事業者は施設への投資をしやすく、設備の無駄を削減できる仕組みが整えられており、併せて、トライアル事業制度の導入により、事業者は新たな自主事業を実証する機会を得ることができ、この取り組みでは、実証事業の使用料を全額免除し、暫定的な施設利用が認められる。

各事業者は、自らの強みやアイデアをプレゼンテーションで発表し、その個性が事業運営に反映されるようになっていることから。このような創意工夫は、施設の利用者に対してより魅力的なサービスを提供するために重要と考える。

以上のことから、本市においても以下の点について改善・導入を提案する。

- 民間事業者の参入促進

本市も、北九州市と同様に民間事業者が応募しやすい仕組みを整えることが必要と考え、具体的には、施設利用における料金体系の柔軟化や契約期間の長期化を検討すること。

- サービス向上を意識した仕様書作成

公共施設の運営において、市民が満足するサービスを提供するために、利用者視点を重視した仕様書を作成することが重要と考える。特に、施設の清掃や安全管理において高い基準を設けることも必要である。

- 自主事業の実証実験

トライアル事業制度を導入し、民間事業者が新しいアイデアを試す機会を提供することで、施設の魅力を向上させることに努める。

以上のことから、北九州市の指定管理者制度は、民間の能力を活用して施設運営の効率化を図り、市民サービスの向上に寄与している。本市においても、民間事業者の参入促進やサービス向上に向けた取り組みを強化し、施設運営の効果的な管理を目指すことが重要である。今後の実施に向けて、北九州市の先進的な取り組みを参考にしながら、制度の改善と最適化を進めていくことを提案する。

創造浜松会派視察報告書

2025年5月8日(木)～9日(金) 神戸市・北九州市

1神 戸 市「神戸市における学年（チーム）担任制の取組について」

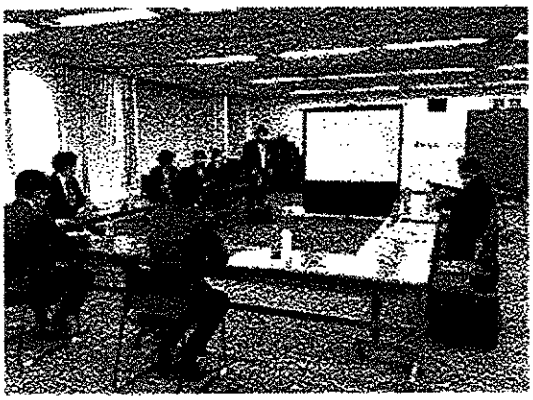
2北九州市「北九州市の指定管理者制度について
～事業者の挑戦を応援する新制度へ～」



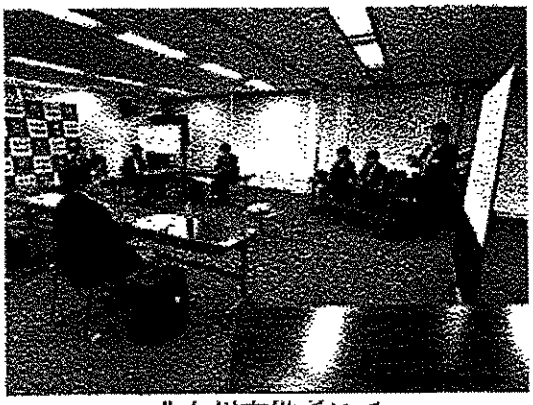
神戸市役所にて



神戸市役所にて



北九州市役所にて



北九州市役所にて

創造浜松・国民民主党浜松　遠山将吾（３期）

1．神戸市

視察日時　2025年5月8日(火)13時30分～15時00分
視察場所　神戸市役所
視察目的　神戸市における学年（チーム）担任制の取組について
説 明 者　神戸市 教育委員会事務局 学びの推進課　課長（初等教育担当）　坂田 仁 氏
　　係長（初等教育担当）　川崎 善弘 氏

1. 視察の目的

近年、学校教育現場において児童・生徒の多様化、教職員の働き方改革、若手教員の育成などが課題となっている。

神戸市が導入を進めている「学年（チーム）担任制」は、こうした課題への対応策の一つであり、その実施状況や効果を把握し、浜松市における教育施策への応用可能性を探るため、現地視察を行った。

2. 学年（チーム）担任制の概要

担任を１人ではなく、学年または学級ごとに複数人の教員でチームとして担当する体制である。

一定期間（例：1学期）で担任を固定したのち、チーム制へ移行するなど、学校ごとに柔軟な運用が可能である。

教員間での情報共有や窓口の明確化、保護者対応の工夫が行われている。

導入の意思決定は校長に一任されており、学校の主体性を重視している。

3. 視察での主な学びと意見交換内容

(1) 教員・児童への影響

教員の業務負担軽減に一定の効果があり、特に精神に起因する病欠の減少がみられた。

若手教員にとっては、チームでの指導が支援・育成の場となり、心理的負担が軽減される。

子どもにとっては、複数の教員に接することで多様な関わりや自主性の向上が期待できる。

ただし、ベテラン教員の中には否定的な声もあり、全体の理解と合意形成が鍵となる。

(2) 保護者対応

保護者が相談しやすいように窓口担当の明確化が図られた。

チーム制に慣れた段階で複数窓口化するなど、段階的な運用の工夫が見られる。

保護者からの評価はおおむね肯定的だが、担任の交代頻度や引継ぎの質に不安の声もある。

(3) 実施体制と柔軟性

校長の判断で、２学期からの導入や中止も可能とされ、現場に裁量が与えられている。

チーム内のミーティングは週１回程度実施され、授業の合間などの隙間時間での情報共有も重要視されている。

教科担任制との併用により、より専門的かつ多面的な指導が可能であるが、小学校の場合には、教科担任制を導入できるほどの教員の割り当てはない。

4. 所感と浜松市への提言

神戸市の取組は、教員の多忙化や若手育成への具体的な対応策として非常に参考となった。

浜松市でも、特に若手教員が多い学校や中規模校を中心に、段階的なチーム担任制の導入を検討すべきである。

ただし、導入にあたっては、校内の合意形成と地域を含めた推進体制の整備（推進委員会等）が必要である。また、保護者の十分な理解を得るため、丁寧な説明と相談窓口の設置、チ

ーム担任の役割分担と業務の見える化が重要である。

それらの課題をICT等を活用した情報共有体制の強化により補いつつ、教職員の「孤立」や「属人化」を防ぎながら、学校全体で子どもを支える仕組みとして、今後浜松市でも前向きに検討すべき制度である。

2．北九州市

視察日時　2025年5月9日(水)9時00分～10時30分

視察場所　北九州市役所市役所

視察目的　北九州市の指定管理者制度について　ー事業者の挑戦を応援する新制度へー

説 明 者　北九州市 財政・変革局 市政変革推進室　次長 安徳 一紀 氏

係長 山山 諭 氏

1．視察の目的

北九州市の指定管理者制度の改革は、事業者の挑戦を応援し、施設のポテンシャルを最大化することで、住民サービスの向上と地域活性化を図ることを目的としている。

説明者の安徳氏（民間企業出身、観光行政9年）は、民間目線を活かし、事業者視点での制度見直しを推進している。

制度の使い勝手の悪さや競争性の不足、リスク分担の不明確さなど、従来制度における課題を踏まえ、2023年度に制度の大幅な見直しを実施した。改革の思いが強い市長への交代があり、指定管理施設の7割が更新時期を迎えるタイミングを逃さず、改革を断行した。

北九州市における指定管理者制度の見直しと新制度導入の取組について学び、民間事業者との協働による公の施設運営のあり方、制度設計、支援体制を参考とし、地元自治体での制度改善の示唆を得ることを目的とした。

2．事業者視点の導入

制度見直しにあたり、33事業者からのサウンディング調査を実施し、仕様書（案）を提示しながら、実際の運用現場での困りごとや要望を収集し、反映した。

有識者会議をオンライン配信することで、制度の透明性・信頼性を確保した。

以上の取り組みより、以下の点について、新制度に盛り込んだ。

① 指定期間の長期化・更新制導入

北九州市の指定管理期間は、5年間を標準としているが、評価が高い事業者には更新制を導入（広島市の事例を参考）。

② 指定管理料の積算根拠の明確化

物件費や人件費の明示により見積精度の向上を図った。

③ リスク分担の整理

老朽化や燃料費高騰等のリスクについて燃料費高騰やコロナ等の突発的リスクを実績ベースのデータで明確化し、市・事業者の役割を明確化した。

④ 新規参入支援

評価制度の見直しにより、社会貢献・地域貢献提案に加点の仕組みを作った。

これまでの地域貢献に関する提案による加点を廃止。

⑤ 性能発注への移行

従来の細かな仕様規定を見直し、仕様イメージ（目安）を提示し、事業者の裁量を拡大。成果に基づく評価を導入。

⑥ 自主事業への支援

例えば公園でのキッチンカー営業やカフェ設置など、収益事業の推進し、合わせて、公共施設の目的外使用料などを減免し、事業者の収益化を支援。

同制度の設計には、包括決裁を導入し、担当課の負担を軽減した。

⑦ 事業者支援・サポート

情報発信について、ホームページで詳細情報を公開。商工会議所の冊子にチラシを同封。

セミナーと交流会を開催し、事業者向けセミナーに指定管理者（成績優秀3団体）を登壇させ、ノウハウの共有を行なった。交流会には132団体163名が参加。

相談窓口として、「指定管理者制度よろず相談処」を設置し、事業者の相談に対応している。

3．成果と課題

① 公募状況

令和６年４月公表、７月公募分については、１社公募の割合は７割から６割５分に低下。

② 自主事業

49団体の97%がサービス向上の提案を実施（福祉施設を除く）。

4．質疑応答について

① 新規参入状況について

指定管理に手を挙げる事業者は、既存事業者が多いが、新たなJVの立ち上げもあった。

② 不調案件について

直近ではなし。見直し前には撤退後に選定困難な事例があった。

③ 評価制度の公平性

評価シートを公表するとともに、第三者委員会によるチェック体制を構築。

施設の特性に応じた加点制度も導入。

④ 新たな取り組み例

図書館併設カフェ、公園の空き地でのBBQ等の新規提案を柔軟に運用。

⑤ 制度課の役割

トライアル制度は市長の企業経営経験を背景に、法的なクリアランスを制度課が支援し、各課の業務負担を軽減。

5．総括と所感

北九州市の指定管理者制度改革は、事業者とのパートナーシップを重視し、施設のポテンシャルを最大化する取り組みである。

民間目線の導入、事業者意見の反映、性能発注や自主事業の推進により、競争性とサービス向上が図られている。

一方で、これまでの制度同様、各課の運用徹底や新規参入のさらなる促進が課題として残る。

本視察を通じて、事業者支援と行政サービスの新たな価値創造に向けた先進的な事例を学ぶことができた。

特に、制度を構築する課と実際に運用する課の相互理解、そして、運用課の負担を軽減するようにな制度課の役割分担は、仕組み上当然理解できるところであるが、実行するのは難しいところを、包括決裁を行うことや、相談窓口を制度課で運用するなど、巧みにマネジメントしている。

本市でも、指定管理者制度の制度疲労が見られる昨今であり、制度の見直しを図っているところであるが、今回の視察内容は、本市の制度構築にも大変有効であると思われる。

北九州市の指定管理者制度について

― 事業者の挑戦を応援する新制度へ ―

北九州市
CITY OF KITAKYUSHU

令和7年5月9日

行政視察への対応
議会運営委員会/事業者の挑戦を応援する新たな指定管理者制度

北九州市 財政・変革局 市政変革推進室

1

説明内容

北九州市
CITY OF KITAKYUSHU

指定管理者制度の概要 p3～
- 制度の定義と目的
- 北九州市の導入状況
- 指定管理者の役割
- 指定管理業務と自主事業

制度のあり方の検討 p8～
- 事業者からの意見聴取
- 他都市との制度比較
- 有識者会議での意見聴取

新制度のポイント p12～
- これまでの制度（課題と分析）
- 新たな制度の概要
- 注目の見直し内容

事業者への支援・サポート p17～
- 総合的な情報発信
- 事業者向けセミナー・交流会の開催
- 事業者からの相談窓口を整備

今後の変革プラン p21～
- 集中変革期間での取り組み

2

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明

会派名 浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松　　代表者名 森田賢児 様

下記のとおり、政務活動のため、令和 7 年 4 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	18,648円	氏名	湖東 秀隆

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 7 年 5 月 7 日　会派名 浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松　代表者名 森田賢児 [redacted]

申請額内訳	調査研究費	18,648円	研修費		広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	[redacted]

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		公共交通機関	有料道路	駐車場	タクシー	備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額	
1	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
3	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
9	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
10	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
11	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
15	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
16	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
18	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
21	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
22	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
24	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
25	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
28	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
30	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
合計				504	18,648					

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明書

会派名 浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松　　代表者名 森田賢児 様

下記のとおり、政務活動のため、令和 7 年 4 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	9,176円	氏名	太田 利実保

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 7 年 5 月 27 日　会派名 浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松　代表者名 森田賢児

申請額内訳	調査研究費	6,216円	研修費	1,480円	広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	1,480円

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		公共交通機関	有料道路	駐車場	タクシー	備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額	
7	指定管理者制度についての会派勉強会	山東～元城町～山東	研修	40	1,480					
14	意見書について会派協議	山東～元城町～山東	会議	40	1,480					
17	水窪地域バスについて聞き取り	山東～水窪町奥領家～山東	調査	84	3,108					
23	春野学校統合について聞き取り	山東～春野町宮川～山東	調査	40	1,480					
23	佐久間高校存続について聞き取り	山東～中央区中央～山東	調査	44	1,628					教育委員会
合計				248	9,176					

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明

会派名　創造浜松・国民民主党浜松　　代表者名　森田賢児　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 7 年 5 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	17,316円	氏名	湖東 秀隆

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 7 年 6 月 4 日　会派名 創造浜松・国民民主党浜松　代表者名 森田賢児 [redacted]

申請額内訳	調査研究費	17,316円	研修費		広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費

日	活動内容	行程	支出項目	私用車 距離	私用車 金額	公共交通機関 金額	有料道路 金額	駐車場 金額	タクシー 金額	備考
1	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
2	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
13	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					全協とは別
14	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
15	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
16	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
20	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
21	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
23	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
26	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
28	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
29	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
30	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
合計				468	17,316					

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

47

(6)

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明書

会派名　創造浜松・国民民主党浜松　　代表者名　森田賢児　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 7 年 5 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	14,134円	氏名	太田 利実保

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 7 年 6 月 18 日　会派名 創造浜松・国民民主党浜松　代表者名 森田賢児

[redacted]

申請額内訳	調査研究費	11,174円	研修費	1,480円	広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	1,480円

日	活動内容	行程	支出項目	私用車 距離	私用車 金額	自共交通機関 金額	有料道路 金額	駐車場 金額	タクシー 金額	備考
2	ジビエ普及について聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480					
7	防災対策について聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480					
14	阿蔵山開発について聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480					
14	水窪地域バスについて聞き取り	山東～水窪町奥領家～山東	調査	84	3,108					
19	部活動地域移行勉強会	山東～元城町～山東	研修	40	1,480					
23	意見書について会派調整	山東～元城町～山東	会議	40	1,480					
26	都田中学校部活動等について課題聞き取り	山東～都田町～山東	調査	26	962					
28	光明幼稚園道路補修について聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480					
30	給食の課題等について聞き取り	山東～三方原～山東	調査	32	1,184					
合計				382	14,134					

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明

会派名　創造浜松・国民民主党浜松　　代表者名　森田賢児　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 7 年 6 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	17,205円	氏名	湖東 秀隆

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 7 年 7 月 3 日　会派名 創造浜松・国民民主党浜松　代表者名 森田賢児

[redacted]

申請額内訳	調査研究費	17,205円	研修費		広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		公共交通機関	有料道路	駐車場	タクシー	備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額	
1	地域要望に関する調査	於呂～豊町～於呂	調査	22	814					
3	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
4	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
11	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
13	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
16	地域要望に関する調査	於呂～渡ヶ島～於呂	調査	5	185					
18	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
19	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
20	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
24	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
25	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
26	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
27	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
30	地域要望に関する調査	於呂～西伊場～於呂	調査	42	1,554					
合計				465	17,205					

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明書

会派名　創造浜松・国民民主党浜松　　代表者名　森田賢児　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 7 年 6 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	9,324円	氏名	太田 [redacted]

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 7 年 7 月 15 日　会派名 創造浜松・国民民主党浜松　代表者名 森田賢児

申請額内訳	調査研究費	4,662円	研修費	3,182円	広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	1,480円

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		公共交通機関	有料道路	駐車場	タクシー	備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額	
2	中期財政計画について会派勉強会	山東～元城町～山東	研修	40	1,480					
11	中山間地域総合整備事業について聞き取り	山東～中央区中央～山東	調査	42	1,554					
20	春野高校フォレストガイダンス視察	山東～春野町堀之内～山東	調査	30	1,110					
25	土砂崩れ現場視察	山東～春野町杉～山東	調査	54	1,998					
27	天竜林業リノベーションスクール傍聴	山東～東伊場～山東	研修	46	1,702					
30	視察について会派協議	山東～元城町～山東	会議	40	1,480					
合計				252	9,324					

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

50